

議 第 9 3 号

有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市有償運送の実施に関する条例（平成 24 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(4) 高浜地区

(5) 中通地区の一部（黒須集落、五十土集落及び成沢集落をいう。）

第 5 条第 2 項中「乗車」を「降車」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

有償運送の別	区分	使用料
地区内運送	大人（高校生以上）	200 円
	小学生・中学生	100 円
	乳幼児	無料
地区外運送	大人（高校生以上）	乗車区間に応じ、600 円を限度として規則で定める額

小学生・中学生	乗車区間に応じ、300円を 限度として規則で定める額
乳幼児	無料

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

新潟県柏崎市有償運送の実施に関する条例（平成24年3月22日条例第5号）

改正後		改正前																																						
<p>(有償運送の実施)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、生活等のための移動手段が十分に確保されていないと認める次の地区を対象として、有償運送を実施するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>高浜地区</u></p> <p>(5) <u>中通地区の一部（小黒須集落、五十土集落及び成沢集落をいう。）</u></p> <p>(使用料)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 乗客は、<u>降車の際</u>、前項の使用料を乗務員に納付するものとする。</p> <p>3 (略)</p>		<p>(有償運送の実施)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、生活等のための移動手段が十分に確保されていないと認める次の地区を対象として、有償運送を実施するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 乗客は、<u>乗車の際</u>、前項の使用料を乗務員に納付するものとする。</p> <p>3 (略)</p>																																						
<p><b>別表第1</b>（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有償運送の別</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地区内運送</td> <td>大人（高校生以上）</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地区外運送</td> <td>大人（高校生以上）</td> <td>乗車区間に応じ、600円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>乗車区間に応じ、300円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		有償運送の別	区分	使用料	地区内運送	大人（高校生以上）	200円	小学生・中学生	100円	乳幼児	無料	地区外運送	大人（高校生以上）	乗車区間に応じ、600円を限度として規則で定める額	小学生・中学生	乗車区間に応じ、300円を限度として規則で定める額	乳幼児	無料	<p><b>別表第1</b>（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有償運送の別</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">西山町地区有償運送</td> <td>大人</td> <td>1日400円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1日200円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中鯖石地区有償運送</td> <td>大人（中学生以上）</td> <td>乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>大人（中学生以上）の使用料の半額</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>北条地区有償運送</td> <td>大人（中学生以上）</td> <td>乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>		有償運送の別	区分	使用料	西山町地区有償運送	大人	1日400円	高校生	1日200円	中学生以下	無料	中鯖石地区有償運送	大人（中学生以上）	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額	小学生	大人（中学生以上）の使用料の半額	乳幼児	無料	北条地区有償運送	大人（中学生以上）	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額
有償運送の別	区分	使用料																																						
地区内運送	大人（高校生以上）	200円																																						
	小学生・中学生	100円																																						
	乳幼児	無料																																						
地区外運送	大人（高校生以上）	乗車区間に応じ、600円を限度として規則で定める額																																						
	小学生・中学生	乗車区間に応じ、300円を限度として規則で定める額																																						
	乳幼児	無料																																						
有償運送の別	区分	使用料																																						
西山町地区有償運送	大人	1日400円																																						
	高校生	1日200円																																						
	中学生以下	無料																																						
中鯖石地区有償運送	大人（中学生以上）	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額																																						
	小学生	大人（中学生以上）の使用料の半額																																						
	乳幼児	無料																																						
北条地区有償運送	大人（中学生以上）	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額																																						

改正後	改正前						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 85 272 591"></td> <td data-bbox="193 591 272 808">小学生</td> <td data-bbox="193 808 272 1104">大人（中学生以上）の使用料の半額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 85 344 591"></td> <td data-bbox="272 591 344 808">乳幼児</td> <td data-bbox="272 808 344 1104">無料</td> </tr> </table> <p data-bbox="352 85 469 1104"> <u>備考</u>  <u>西山町地区有償運送の使用料の区分のうち大人は、18歳以上の者（ただし、高校生を除く。）とする。</u> </p>		小学生	大人（中学生以上）の使用料の半額		乳幼児	無料
	小学生	大人（中学生以上）の使用料の半額					
	乳幼児	無料					